

選択的夫婦別姓って？→同姓も別姓も選べます

夫婦別姓が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる—その多くは女性です。法による夫婦同姓の強制（こんな国は日本だけ）は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。

2015年、2021年の最高裁は夫婦同姓の強制を合憲としましたが、制度のあり方は国民の判断に委ねるべきとしています。政府のすすめる通称使用（旧姓併記）の拡大では根本解決になりません。同姓も別姓も自由に選べる「選択的夫婦別姓制度」を実現すべきです。

女性だけ！ 再婚禁止期間→ かならず“撤廃”を

女性だけに課せられる再婚禁止期間（100日間）は、再婚後に生まれた子どもの父親の推定が二重にならないための規定ですが、今やDNA鑑定で父親の確定は可能です。再婚禁止期間の撤廃を求める世論と運動が実り、現在法制審議会で撤廃の検討がされています。

まだあるの？ 婚外子差別→ 出生届（戸籍法）など

最高裁の違憲決定を受けて、2013年12月に民法の婚外子相続差別が廃止されました。しかし、戸籍法には出生届に結婚による子どもかどうかの記載を義務付ける規定が残っており、こうした規定も廃止しなければなりません。

国内外のうごき

女性差別撤廃委員会、国際自由権規約委員会、国連子どもの権利委員会、国連人権理事会は、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を日本政府に繰り返し勧告してきました。女性差別撤廃委員会における日本の女性差別撤廃条約実施状況の審議日程が迫り、“今度こそ民法改正の実現を”との声が高まっています。

ところが、2020年策定の第5次男女共同参画基本計画において、選択的夫婦別姓の導入は実現に近づくどころか大きく後退してしまいました。

当初の政府案では選択的夫婦別姓制度について「政府として必要な対応を進める」とされていたのに、自党内で反対意見が続出した結果、閣議決定された「計画」は「検討を進める」と大幅後退。2000年来「計画」に盛り込まれてきた「選択的夫婦別氏制度」という言葉さえ削除されてしまったのです。

岸田文雄首相も、自民党の「選択的夫婦別氏（姓）制度を早期に実現する議員連盟」の呼びかけ人であるにもかかわらず、自党内の反対勢力の抵抗に屈し、衆議院選挙の党首討論では実現「賛成」の意思表示もできませんでした。

日本軍「慰安婦」問題って？

日本軍による女性の人権侵害

日本軍「慰安婦」とは、第2次世界大戦中、国内や朝鮮、中国、フィリピン、インドネシアなど日本の占領地で強制的に日本軍兵士の性処理の道具とされた女性のことで、国際社会では「性奴隷」と呼ばれます。「慰安婦」問題は、戦時下の人権を侵害され、今も名誉が回復されていない女性の人権問題として、日本が解決を迫られている問題です。高齢化する被害者の「生きている間に解決を」という悲痛な訴えは、日々切実さを増しています。

政府は「解決済み」といいますが→国際的には「未解決」

政府は、日韓請求権協定により「慰安婦」問題は「法的に解決済み」と主張しています。しかし「慰安婦」への加害は戦後補償の対象ではなく、被害者が納得できるような法に基づく公式謝罪や賠償もされていません。1993年の「河野官房長官談話」では「軍の関与のもとに多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた」として「お詫びと反省」を表明したのですが、自公政権は「河野談話」を空文化し、国際社会から批判されてきました。2015年12月の「日韓合意」で「最終的・不可逆的に解決」といいますが、被害者の意見は聞いていません。女性差別撤廃委員会などの国際機関は、「問題は未解決」として、被害者への救済と被害回復措置を強く勧告しています。政府はこうした勧告を実施しないばかりか、勧告をした国際機関に抗議するという許しがたい態度をとっています。

被害者の納得できる解決とは→ 事実認定、公式謝罪、再発防止

被害女性への重大な人権侵害の事実を認め、「慰安婦制度」の強制性を否定する発言や報道には明確に反駁すること、被害者が納得できる形での公式謝罪、国家賠償などにより、被害者の人権回復を行うこと、再発防止のため、教科書への記述を復活して次世代への正しい歴史教育を行うことが必要です。

国連女性差別撤廃委員会から日本政府への勧告要旨 (2016年3月7日)

- ①「慰安婦」問題の責任を過小評価し被害者を再び傷つけるような公人の発言をやめさせる
- ②被害者の救済への権利を認め、損害賠償、満足、公式謝罪、リハビリ措置を提供する
- ③「日韓合意」の実施にあたっては、被害者の意見を考慮し、真実・正義・被害回復措置への権利を保障する
- ④「慰安婦」問題を教科書に十分にとり入れ、歴史の事実を生徒や社会につたえる

